

大阪市立昭和中学校 P T A規約

第1章 名称

- 第1条 本会は大阪市立昭和中学校P T Aと称する。(所在地：大阪市阿倍野区桃ヶ池町 2-3-17)
※以下、大阪市立昭和中学校を、本校とする

第2章 目的

- 第2条 本会の目的は次の通りとする
1. 家庭・学校および社会の協力によって生徒の福祉を増進する
 2. 家庭生活および社会生活の水準を高めるために会員の教育を盛んにする
 3. 民主教育に対する理解を深め、これを発展させる
 4. 学校の教育環境の整備を図る
 5. 適正な法律上の手続きにより、公立学校に対する公費による適当な支持を確保することに協力する
 6. 地域における社会環境の振興を助ける
 7. 国際親善・世界平和につとめる

第3章 方針

- 第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針にもとづいて活動する
1. 本会は営利を目的とした行為は行わず特定の宗教や政党に偏らない
 2. 本会は生徒・青少年福祉のために活動する他の社会教育関係団体および機関と協力する
 3. 本会は学校の教育方針・学校管理・学校人事にはいっさい干渉しない

第4章 会員

- 第4条 本会の会員は次の通りである
1. 本校に在籍する生徒の保護者で、本会の主旨に賛同するもの
 2. 本校に勤務する教職員
 3. 本校の地域に在住し、本会の主旨に賛同するもので、実行委員会の承認を得た者
- 第5条 会員はすべて会費を納入する義務を有する
- 第6条 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有する

第5章 経理

第7条 本会の経費は、会費・事業収入および自発的寄付金をもって支弁する

第8条 会費に関する事項は次の通りである

1. 月額一口につき100円とする
2. 納入された会費は、生徒の転出による退会以外、いかなる理由があっても返金しない
3. 生徒の転出による退会の場合は、退会する日の属する月の翌月以降の期間についての会費を返金する

第9条 本会の経理は会計監査を受け、これを会員に報告する

第10条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

第11条 経理については別に会計規定を定めることができる

第6章 役員とその選出

第12条 本会の役員は次の通りとする

- ①会長 1名
- ②副会長 2名以上
- ③書記 2名
- ④会計 1名

1. 役員は男女いずれかの一方に偏してはならない
2. 役員は他の役員または会計監査委員を兼ねることができない

第13条 役員任期は1ヵ年とする。ただし再選を妨げない

1. 役員が引き続いて他の役員に再選されることができる
2. 欠員が生じたために補充された役員任期は前任者の残任期間とする

第14条 役員選挙及び就任は次の通り行われる

1. 9名の委員からなる役員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）を置く
 - ①会員は、各学年の互選により2名の学年代表、計6名を選出する
 - ②教職員の中より互選により2名を選出する
 - ③実行委員会の中から互選により1名を選出する
2. 役員は4月の総会において決定する
3. 推薦委員会は、被推薦者の同意を得て各委員候補者の推薦をなし、総会のすくなくとも3日前に全員に通知する
4. 役員に立候補しようとするものは、総会の1週間前までに推薦委員会にその旨を申し出る
5. 立候補の申し出を受けた場合、推薦委員会において被推薦者とするかどうか審議し、選挙の上、決定する
6. 推薦委員会は推薦した役員候補者を総会に諮り、その承認を得て決定する
7. 役員は5月1日より就任する
8. 推薦委員は役員及び会計監査委員になることができない

第7章 会計監査委員会

- 第15条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く
1. 会計監査委員会には、委員長のほか、2名以上の副委員長、もしくは委員を置く
- 第16条 会計監査委員長、副委員長、委員の選挙および就任は、第14条に準じて行う
- 第17条 会計監査委員会はその年度の会計を年2回以上監査し、全会員にその結果を報告する
- 第18条 会計監査委員の任期は1ヵ年とする
- 第19条 会計監査委員長、副委員長、委員は実行委員会に出席して意見を述べることができる

第8章 役員の資格と任務

- 第20条 生徒・青少年を愛し、民主主義と教育に理解を持っている会員で、公選による公職者でないものは、第6章の規定に従って、役員に選挙されることができる
- 第21条 役員の任務は次の通りである
1. 会長
 - ①本会を代表する
 - ②総会・実行委員会・各委員会を招集し、かつ、議事の進行を図る
 - ③推薦委員会及び会計監査委員会を除くすべての正副委員長および委員を委嘱する
 - ④必要と認めたときは実行委員会に諮って事務担当者を委嘱することができる
 - ⑤他の役員と合議し年次予算を作成のうえ、実行委員会に諮り全委員会の承認を得て、総会に提出する
 - ⑥本会の資産を管理する
 2. 副会長
会長を補佐し、会長不在の場合または会長の委嘱を受けた場合、会長の任務を代行する
 3. 書記
 - ①全会員に対する通知および実行委員会に関する通知について責任を負う
 - ②総会・役員会・実行委員会および本会の重要な行事について記録する
 - ③本会に関する記録・資料・書状を保管する
 - ④総会において全会員に関係ある書状・通知・告示を紹介する
 4. 会計
 - ①総会で決定された予算に基づいて金銭の収支について責任を負う
 - ②総会および実行委員会にて会計報告をする
 - ③第7条の収支金を受け取り、これを保管し、一定の伝票によって現金収支を行う
 - ④臨時の寄付による特別会計を管理する
 - ⑤預金は会長名義とする
 5. 役員は各委員会に出席して意見を述べることができる

第9章 総会

第22条 総会は本会の最高決議機関である

第23条 総会の定足数は会員の5分の1とする。決議は、出席者の過半数の同意を要する

第24条 会長が必要と認めた場合、臨時総会を招集することができる

第25条 総会は年2回以上開く

第10章 実行委員会

第26条 実行委員会は本会の役員、各委員会の委員長・副委員長、校長、教頭により構成され、月1回定例会を開くことを原則とする。また、実行委員会の定足数は、構成員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する

第27条 実行委員会の任務は次の通りである

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する
2. 総会に提出する各議案を審議する
3. 必要ある場合には特別委員会を設ける
4. その他会則ならびに総会の決議に従って本会の事務を処理する
5. 役員に欠員が生じた場合には実行委員会よりこれを補充する

第11章 委員会

第28条 委員会には常置委員会、特別委員会、会計監査委員会、推薦委員会がある

第29条 常置委員会の正副委員長は、会長が他の役員および校長と合議して委嘱し、委員は正副委員長が合議選定し実行委員会の承認を得て委嘱する。また、正副委員長および委員の任期は1年とし引き続き委嘱されることを妨げない

第30条 本会の必要な事項について、調査研究立案および実施をするため次の委員会を置く

- | | |
|---------|---------|
| 3年学年委員会 | 2年学年委員会 |
| 1年学年委員会 | 広報委員会 |
| 教養委員会 | 保健体育委員会 |
| 地域委員会 | |

第31条 特別委員会は特定の目的を遂行するために設けられる。これは所定の任務を終えるとともに自動的に解散する。また、正副委員長および委員の選任は第29条に準じて行う

第32条 会計監査委員会の待遇ならびに任期は役員に準ずる

第33条 各委員会は若干名の教職員を含めて構成されなければならない。ただし、会計監査委員会を除く

第12章 各委員会の任務

第34条 学年委員会の任務は次の通りである

1. その属する学年・学級の会員が、会員としての義務と権利を全うするようにつとめる
2. 教育環境をより好ましくするようにつとめる
3. 教職員と保護者間の連絡と親睦を図る
4. 3学年委員会は、前各号の他、卒業対策業務を行う

第35条 広報委員会の任務は次の通りである

1. 会員に対して情報を伝達する
2. 地域社会に対し本会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる
3. 本会と同じ目的を持つ団体または機関と連絡を図る

第36条 教養委員会の任務は次の通りである

1. 会員の教養を高めるために学習活動を行う
2. 地域の社会教育の充実を図る
3. 同和問題をはじめとする人権問題について学習し、会員の理解と認識を深めその推進に協力する

第37条 保健体育委員会の任務は次の通りである

1. 会員の保健衛生に対する理解を深める
2. 学校の保健行事に協力する
3. 学校の体育行事に協力する
4. 会員のスポーツ・レクリエーション活動を推進する

第38条 地域委員会の任務は次の通りである

1. 生徒の家庭生活・社会生活の善導につとめる
2. 地域内の関係団体・機関の活動に協力する
3. 生徒の交通安全を図る
4. 地域における会員相互の連絡と親睦を図り、学校との連結につとめるとともに地域社会の環境改善につとめる

第39条 常置委員会はその事業計画については、実行委員会に諮らなければならない

第40条 校長、教頭は各委員会に出席して、意見を述べることができる

第13章 個人情報

第41条 個人情報の取り扱いは次の通りである

1. 本会の円滑な運営と生徒の安全確保および有益な情報の発信の目的のために会員から必要最小限の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を収集する場合がある
2. 収集した個人情報は前号の利用目的を達成するために必要な限度で利用する
3. 収集した個人情報はPTA会長を管理責任者とし、役員及びその委嘱を受けた者が管理し、紛失・破壊・改ざん、および漏洩などの危険防止につとめる
4. 収集した個人情報は第三者に開示しない。但し、法令の定める場合はこの限りではない
5. 実行委員会構成員の個人情報はその任務を達成するため実行委員会構成員にのみ名簿として配布することとし、実行委員会構成員はこの名簿を第三者に提供してはならない。また、実行委員会構成員の氏名は会員および関係機関に公開する

第42条 写真などの取り扱いは次の通りである

1. 学校関連行事及び地域行事において撮影した写真については、広報活動として広報誌やWebページへの掲載などを目的として利用する
2. 利用写真の選択については役員及び広報委員長またはその委嘱を受けたものの判断により行われる
3. 生徒の顔写真を掲載する場合には、児童の人権が損なわれないように十分配慮して適切に活用する
4. 撮影した動画についても上記写真と同等の扱いとする

第14章 免責

第43条 本会はその活動において安全確保や権利の尊重につとめる。万が一、不測の事態により損害が発生した場合は、法令に従い適切に対処する

第15章 相談役

第44条 本会に相談役を置くことができる。相談役は本会会長の経歴を持つ会員をもって、実行委員会の承認を得て、これに充てる。相談役は会長の諮問に応じ、意見を述べることができる

第16章 改正

第45条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。但し、改正案は少なくとも5日前にその内容を全会員に通知しておかなければならない

(昭和 43. 6. 3 改正)	(昭和 51. 5. 20 一部改正)	(平成 10. 4. 23 一部改正)
(昭和 45. 5. 22 一部改正)	(昭和 61. 5. 15 一部改正)	(平成 14. 4. 18 一部改正)
(昭和 46. 4. 21 一部改正)	(平成 2. 4. 24 一部改正)	(平成 15. 5. 20 一部改正)
(昭和 48. 4. 27 一部改正)	(平成 5. 5. 23 一部改正)	(平成 31. 4. 19 一部改正)
(令和 8. 5. 1 一部改正)		